

非常災害時における対応について

- 1 交通機関の運休，ストライキの場合は以下のとおりとする。
 - (1) 午前7時の時点で，京成電車（津田沼～成田間）が運行停止しているときは，自宅待機とする。
 - (2) 午前10時までに運行が開始されたときは，その時点で登校する。
 - (3) 午前10時の時点でもなお運行を停止しているときは，臨時休校とする。
 - (4) 上記の措置は，徒歩・自転車通学者にも適用される。
 - (5) なお，常時利用する交通機関が運行停止していて，代替手段がなく登校できなかった場合は欠席扱いとしない。
 - (6) 午前7時の時点で，不通の状態であるかどうかの判断は，NHKニュースによる。

- 2 「千葉県全域」「千葉県北西部」または「印旛」のいずれかに『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』の特別警報が発令されている場合は，直ちに命の安全を守る行動を優先させる。

- 3 暴風雨関係の警報発令時の生徒の対応は，以下のとおりとする。
 - (1) 午前7時の時点で，「千葉県全域」「千葉県北西部」または「印旛」のいずれかに『大雨警報』および『暴風警報』が重なって出ているときは，自宅待機とする。
 - (2) 警報が1つの場合は，安全に十分注意し登校する。
 - (3) どちらかの警報が解除または注意報に変更されたならば，安全に十分注意し登校する。
 - (4) 午前10時までに『大雨警報』および『暴風警報』が両方とも解除されない場合は，臨時休校とする。
 - (5) その他，道路状況の回復が著しく悪く，通常利用する自転車や徒歩での登校ができず，他に代替の登校方法がない場合等は，学校に連絡をする。

- 4 大雪関係の警報発令時の生徒の対応は，以下のとおりとする。
 - (1) 午前7時の時点で，「千葉県全域」「千葉県北西部」または「印旛」のいずれかに『大雪警報』または『暴風雪警報』が出ているときは，自宅待機とする。
 - (2) 警報が解除または注意報に変更されたならば，安全に十分注意し登校する。
 - (3) 午前10時までに『大雪警報』または『暴風雪警報』が解除されない場合は，臨時休校とする。
 - (4) その他，道路状況の回復が著しく悪く，通常利用する自転車や徒歩での登校ができず，他に代替の登校方法がない場合等は，学校に連絡をする。

- 5 上の1～4に該当しない場合は平常授業（または予定通りの日課）とする。

生徒は，特に指示や連絡がない限り，上記に従って行動すること。

ただし，これから警報が出そうな場合，または警報が出ているが間もなく解除されることが予想される場合，その他緊急な場合等は，校長がこれを判断し，速やかに学校 HP（緊急連絡）に掲載する。

（PTAのメール配信サービスに登録の保護者には，メールでも知らせる。）

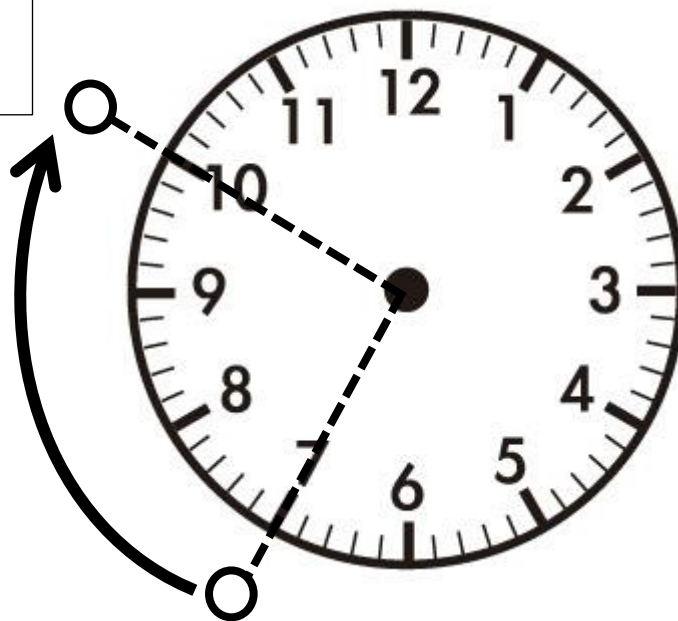
暴風雨に関する警報 → 『大雨警報』と『暴風警報』の両方またはいずれかの『特別警報』

大雪に関する警報 → 『大雪警報』または『暴風雪警報』のどちらか一方

地域 「千葉県全域」「千葉県北西部」または「印旛」

(3)
『大雨警報』と『暴風警報』
『大雪警報』
『暴風雪警報』
いずれかの『特別警報』
が発令されていれば
臨時休校

(2)
警報が解除されたら
安全に注意して
登校



(1)
『大雨警報』と『暴風警報』
『大雪警報』
『暴風雪警報』
いずれかの『特別警報』
が発令されていれば
自宅待機